

**東南アジア販路開拓支援事業
市場開拓・テストマーケティング
in バンコク
出展者募集要項**

<食品>

主催：全国商工会連合会

運営事務局：株式会社ふるさとサービス

海外販路開拓支援事業 市場開拓・テストマーケティング in バンコク 【食品】

■事業概要

本事業は、地域経済を支える全国の中小企業、小規模事業者の優れた商品を成長めざましいアジア圏にむけて広く紹介し、事業者の海外展開を支援します。

そのために、店舗としての拠点を設置し、より深い市場調査、需要を掘り下げ、現地との関係づくりをはかります。それと共に、各国、各都市でのイベントの開催、商談会の実施など、一般消費者にむけての認知向上、販売促進はもちろん、各種小売店、レストランなど業務用への販路拡大を目指していきます。そこで得られた情報は随時出展事業者へフィードバックし、今後の商品開発、営業活動へと役立てられることを目的としています。

■事業期間

平成26年4月25日～平成27年3月31日

■展開内容

①見本市出展 (BtoB)

東南アジア圏内にて開催される見本市へ出展し、現地のバイヤーに対し、商品PR、代理営業を行う他、アンケート取得などによるマーケティング調査を行い、参画事業者の販路開拓を支援します。

②市場調査

見本市、物産展、展示会に出展し、おかしかりした商品の簡易商談を実施いたします。それらの機会を通じ、サプライヤー、バイヤー、お客様から要望や問合せを受けた際は、事務局より各社へ問合せをさせていただきます。今後は 店舗にサプライヤーやバイヤーを招聘し、商品評価をしていただけるような取組みを進めていきます。

③商品PR

セントラルワールドプラザ内にある日本製品のアンテナショップ「MONO」や現地の百貨店、イベントなどへ出展し、一般消費者、メディア、バイヤーに対し、【商品販売】・【ワークショップ・実演イベント】などを通じ、日本製品への興味喚起を促進するとともに、消費者ニーズの把握に努め、継続した取引に繋げていきます。

■店舗概要

■「MONO」とは？

M=MONOTSUKURI O=OMOTENASHI N=NIPPON O=OMOSHIROIの頭文字を取って名付けられました。デザイン性と品質の高い日本の製品を通して、より楽しく、美味しい生活をタイの方へ提供したいという思いが込められています。



「MONO」ショップはバンコクの中心地、セントラル・ワールド・プラザ内に展開しています。セントラルワールドプラザはア最大級のデパートと言われ、多種多様な店舗が展開されているため、高所得層を中心に観光客～一般市民など顧客層が非常に広く、一日の来場者数は約15万人を誇る。

MONOショップは食品・非食品を展開している。店舗内でのイベントの他、バンコク市内の百貨店での催事やフェアなどへも出展し、多くの消費者へのアプローチを図っている。



HP> <http://www.monoshop-japan.com/>

■応募要項 ①

応募要件

- ①日本国内の中小企業（※中小企業基本法に定める中小企業と個人事業者を含む）
日本国内の原材料を活用して商品を製造する事業者のみならず、海外からの輸入原材料であっても加工を国内で行う事業者等も対象とする。
(ISOを持っていると、営業許可書のない商品郡をタイへ輸入させることもできます。)
- ②「**産地証明書** or **原産地証明書**」・「**営業許可証**」・「**商品製造工程表**」・「**配合比率表**」を準備できる事を必須条件とする。
- ③選定・通関検査用の商品サンプルを無償提供できること。詳細は3ページ「応募方法」をご覧ください。
- ④出展にかかる成果把握のために行うアンケート・調査への回答にご協力にいただける方。
- ⑤タイ国内での代理営業活動(BtoB販売)やPRイベントにご協力いただける方。

賞味期限が180日(6か月)以上の常温商品 ※船便の場合、コンテナの温度は60度近くになります。

本事業で展開する店舗は一般消費者をターゲットとしています。そのため、消費者に手に取っていただける商品(最終消費財)の出品をお願いいたします。

対象商品

【受付対象外】

- ・肉類(内臓系を含む)
- ・卵(加工品は除く)
- ・豆類(加工品は除く)
- ・食肉加工品
- ・果物、野菜(加工品は除く)
- ・種子、苗類
- ・動物性油脂
- ・遺伝子組み換え食品
- ・効果効能をうたった健康食品
- ・医薬品類

2014年4月現在、東日本大震災に伴う原発事故の影響により、宮城・福島・茨木・栃木・群馬・千葉・神奈川・静岡(8県)産のすべての食品がタイへの輸入に際し、証明書の発行が義務づけられています。(主原料の産地も含む)

タイへの輸出が不可能なもの(輸入禁制品)は出品できません。その他、通関・タイ当局の指導により展示・販売ができない物もあります。

募集 予定数

40社程度(商品数によって変動します)

食品は1社あたり1~10アイテムのご提案が可能です。

※ご提案頂いたアイテムの中から選定を行います。

※選考基準、募集商品のなかに類似品が多く片寄せた場合や、タイの物価と見合わせて価格的に無理のあるもの目安として。

※展示販売スペースに限りがあるためSKU数の多い商品は別途ご相談させていただく場合があります。

申込 期限

お申込入力・商品サンプル/パンフレット提出締切

平成 26年6月 26日(木)16:00《必着》

※カタログ/サンプル到着日時につきましては相談に応じます。

■募集スケジュール

5/27(火)	6/26(木)	6/26(木) ~ 6/30(月)	6/30(月) ~ 7/4(金)	7/4(金) ~ 8/4(月)	8/20(水)	8月下旬	9月上旬
応募開始	応募締切	選考期間	採用通知 商品発注 情報収集	輸出へ向け たFDA登録	商品検品 →発送	現地到着	販売開始
			輸出に必要な原産地証明、配合比率表などを回収します。				販売予定日は決定し次第、ご報告致します。

※スケジュールは変更の場合もあり

■応募要項 ②

【出展者負担】

費用

- ・国内物流費(指定倉庫集荷時の送料、販売期間終了後の返送料)
- ・サンプルの無償提供(お申込み時提出サンプル→採用後は店舗展示用サンプルとなります。)
- ・輸出に必要な各種書類の取得費用(必要に応じて)
- ・自社商品の 展示仕器の無償提供(必要に応じて)

【主催者負担】

- ・店舗家賃、店舗の基本装飾
- ・国際物流に係る運賃
- ・展示会の小間代や基本装飾、イベント時の通訳など

お申込は東南アジア販路開拓支援事業2014ホームページよりお申込みください。
<http://asia-hanro.jp/> ※出展決定後、別途提出していただく書類がございます。

■応募完了までの流れ■

応募方法

- ①東南アジア販路開拓支援事業2014ホームページの申込受付欄より、企業情報を入力
- ②企業情報が確認でき次第、事務局より商品情報シートを送付。
- ③商品情報シートを記入し、事務局へ商品サンプルと合わせて提出
商品サンプル ⇒ サンプルを現地へ送るため、不採用でも返却不可場合があります。
パンフレット ⇒ 1部(電子パンフレットをお持ちの場合は、メール提出でも可。)
※できるだけ電子版にてご提出下さい

送付先 〒150-0012 東京都渋谷区広尾1-13-1フジキカイ広尾ビル5F
東南アジア販路開拓支援事業2014事務局(株式会社ライヴス内)
電話:03-5792-4408 MAIL:info@asia-hanro.jp

決定通知

- ①ご提出頂いた書類とサンプルを元に選定し、申込締切から1週間前後でメールにて出展の可否を通知・仮発注のご連絡をいたします。
選考に残られた事業者様には、事務局指定の輸出書類を7月4日までにご提出いただきます。
(輸出書類の詳細に関しましては追ってご説明させていただきます。)
- ②書類等に問題がなければ8月上旬より本発注のご連絡を致します。
※スケジュールの詳細につきましては募集要項2ページを参照。

出品条件

■食品 買取販売

出展事業者より事務局が仕入れ、営業支援拠点でテスト販売いたします。現地での販売価格を考慮して、交渉の上仕入額を決定します。数量についても併せて相談させていただきます。

■タイ現地小売価格について

テストマーケティングとして通常の海外輸出・商品販売を想定した価格設定を行います。

■出展に係る注意事項 ①

- ① 期限を過ぎて提出された書類に関しては、サービスの提供を100%保証しません(商品の輸送ができない、出品ができない等)。
- ② 出品決定後、出品取り止めをする場合は、事務局へ書面でキャンセル意向書を提出してください。なお、商品の輸送が始まった後の段階では国内輸送費等の費用の返却はできません。
- ③ 下記の商品につきましては、タイ政府の輸入規制等により出品の受付ができなくなっております。また、下記に当てはまらず選考を通過した商品であっても、現地の社会情勢および通関時の税関の判断により、タイ国内への持ち込みが不可能となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【受付対象外】

- | | | | |
|----------------|------------|-------------|------------|
| ・肉類(内臓系を含む) | ・食肉加工品 | ・動物性油脂 | ・卵(加工品は除く) |
| ・果物、野菜(加工品は除く) | ・遺伝子組み換え食品 | ・豆類(加工品は除く) | ・種子、苗類 |
| ・効果効能をうたった健康食品 | ・医薬品類 | | |

2014年4月1日現在、東日本大震災に伴う原発事故の影響により、宮城・福島・茨木・栃木・群馬・千葉・神奈川・静岡(8県)産のすべての食品につき、タイへの輸入に際し、各種証明書の提出が義務づけられています。(主原料の産地も含む)

また、8都県以外を産地とするすべての日本産食品についても、政府作成の放射能基準適合証明書、産地県単位の原産地証明書を要求するなど輸入規制が強化されています。さらに水産品については、上記に加え、タイ側輸入業者に対し、原産地・輸送経路を記した検疫許可申請をし、輸入及び販売記録制度が導入されています。

※上記内容については農林水産省のWebサイトで随時情報が更新されています。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/kisei_all_140401.pdf

上記以外でも検査に合格しない場合、出品できないことがありますのでご了承ください。

- ④ 船便での輸送となりますので、冷蔵品・冷凍品は取り扱えません。
常温での保管・運送となります。
- ⑤ 現地輸入通関手続きに際し、商品検査法等に基づき税関での検査が必要となります。その際、税関において検査のために供される商品に破損・滅失が生じる可能性があり、場合によっては廃棄処分となりますが、その損失に関しましては保障を致しかねますので、あらかじめご了承ください。
- ⑥ 商品ラベル登録申請および通関手続きのために、申込時に商品サンプルをご提供いただきますのでご了承ください。(食品:1商品につき2点)
- ⑦ 出品決定後、産地証明書、商品規格書、酒税免税申請書などをご提出いただきます。その他、営業許可証もしくは商業登記簿謄本全部事項証明書、原産地証明書、衛生証明書などが必要な場合は順次個別にご連絡いたしますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。
- ⑧ タイ輸入経験のある商品は、原産地証明などの必要書類を7月4日までに用意いただく前提として、9月上旬に販売するスケジュールで商品を輸送いたします。タイ輸入未経験の商品についてはタイでの通関および商品検査における日数が通常通り必要となるため9月上旬を販売開始の目安として商品を輸送いたします。

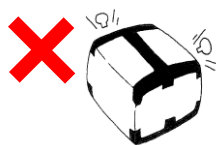
■出展に係る注意事項 ②

【 食品 】

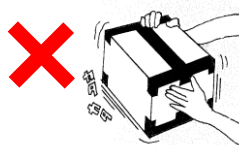
- ① **複数商品を一つの箱に同梱しての輸出はできません。**
必ず、1商品に1箱ご用意の上、発送してください。
- ② 食品につきましては、現地通関手続き上、同一商品はすべて **同じ製造年月日**のものしか入れることができませんのでご注意ください。
- ③ 原則として、**製造年月日および賞味期限の両方が商品包装に記載されていること**が要求されております。酒類など、日本国内の規制で表示義務のないものについても、できる限り商品本体に日付の記載をしていただくと、現地での通関手続きがスムーズに進みます。何卒ご協力のほどお願いいたします。
- ④ 本事業におきましては、賞味期限が180日以上あるものを募集対象としておりますが、**2014年2月の販売開始日時点において十分な残存期間があるよう、ご注意ください。**
※出荷日から出来る限り直近の製造日のものを出荷されるようお願いいたします。
- ⑤ ピン類などの割れ物につきましては、個別包装を施す等梱包には十分ご注意ください。

【 梱包について 】

国際間輸送は様々な中継地点を經由し、海外の配達先に到着します。そのため、商品の荷崩れや破損を防ぐために強度のある箱を使用し、以下の注意書きに従った方法で、国際間輸送に耐えうる梱包をしていただくようお願いいたします。



箱を閉じ終わった際、上面、底面や側面が膨らんだりしていると外からの圧力が中の商品に直接加わるため、破損の原因になります。詰め過ぎにはご注意ください。



出来上がったダンボールをゆすってみて内部で商品が動くようであれば梱包が不十分です。緩衝材を入れて商品が動かないよう梱包してください。

■お問い合わせ先

東南アジア販路開拓支援事業2014事務局(株式会社ライヴス内)

〒150-0012

東京都渋谷区広尾1-13-1フジキカイ広尾ビル5F

TEL : 03-5792-4408

FAX : 03-5792-4412

Email : info@asia-hanro.jp

ホームページ: <http://asia-hanro.jp/>

電話 :03-5792-4408

FAX :03-5792-4412

応募受付:海沼(かいぬま)・安川